							裁判所の判断	
番号	枝番	問題となる行為	区分問題となる表現	告知又は流布された事実	営業誹謗行為となる理由	告知又は流布された事実について	営業誹謗行為の成否について	告知又は流布された内容 一 不競法 2 条 1 項 2 1 号 所定の「事実」
1	1	フジテレビ宛 書面送付行為	クリーブラッツ及び貴社がちぃたん☆の着ぐるみを番組に出演させる行為は、須崎市が有するしんじょう君に係る著作権(着ぐるみ等の翻案権〔著作権法27条〕、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利〔同法28条〕としての複製権〔同21条〕、上映権〔22条の2〕、公衆送信権〔同23条〕等)を侵害することになります。		被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	原告がしんじょう君オリジナルを翻案してキャラクターちぃたんを創作した 行為は、しんじょう君オリジナルの著作権者である被告の許諾を得ない無断 での行為であるから、被告がしんじょう君オリジナルについて有する翻案権 (著作権法27条)を侵害する。 また、原告によるキャラクターちぃたんの個別具体的な利用は、被告との合 意に基づかない行為であって、被告がキャラクターちぃたんについて有する 二次的著作物利用権(著作権法28条)(具体的には複製権〔同法21 条〕、公衆送信権〔同法23条〕、譲渡権〔同法26条の2〕等)を侵害す る。 したがって、虚偽の事実の告知に当たらない。	原告の行為が被告の著作 権を侵害するとの事実 同左 (法的な見解の表明)
1	2	同上	クリーブラッツ及び貴社がちぃたん☆の着ぐるみを番組に出演させる行為により、需用者の間でしんじょう君とちぃたん☆の混同が生ずるおそれがあることは明らかです。したがって、同行為は、不正競争防止法2条1項2号及び同法2条1項1号に定める不正競争(著名表示冒用行為及び周知表示混同惹起行為)に該当します。	原告の行為が不正競争行為 に該当するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原 告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	キャラクターちぃたんは、キャラクターしんじょう君に係る商品等表示と対比して、全体として観察したときに、非常に類似している。また、原告は、キャラクターちぃたんのデザインを、テレビ、イベント、CM、ウェブサイト、SNS、グッズ、書籍など、キャラクターしんじょう君が活動しているのと同じ領域で使用しているため、需要者をして、キャラクターちぃたんとキャラクターしんじょう君との間で混同を生じせしめている。それゆえ、原告の行為は、不競法2条1項2号、1号の不正競争に当たる。したがって、虚偽の事実の告知に当たらない。	原告の行為が不正競争行 為に該当するとの事実 同左
1	3	同上	クリーブラッツ及び貴社がちぃたん☆の着ぐるみを番組に出演させている行為は,須崎市の著作権を侵害する上,不正競争を構成するものであり,須崎市としては,到底容認できるものではありません。	原告の行為が被告の著作権 を侵害し、又は、不正競争 行為に該当するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原 告の営業上の信用を毀損した。	争わない。		原告の行為が被告の著作 権を侵害し、又は、不正 競争行為に該当するとの 同左 事実(法的な見解の表 明)
1	4	同上	クリーブラッツは、須崎市に無断で、ちぃたん☆のイラスト、着ぐるみ等の表現物を自社ウェブサイト、ツイッター、フェイス ブック等のSNSに掲載し、また、LINEやオンラインゲーム 等の有料コンテンツに配信しているほか、テレビに出演させ、人 形やキーホルダー等のグッズを制作、販売するなどしています。	作し、テレビ出演を始め、 各種の経済活動をさせてい	「無断」とは、勝手に行ってはならないことを、事前に何らの承諾も受けずに行うことを意味する。したがって、当該表現は、一般人をして、原告が被告に何ら承諾を得ることもなく勝手な行動を行っているとの印象を与える。しかしながら、実際は、原告は被告と相談し、被告の了承のもとで各種の経済活動を行っていたものであり、「須崎市に無断で」との表現は明らかな虚偽の事実である。被告は、その告知により、原告の営業上の信用を毀損した。	に営利活動)に関し、予め被告に諮って、合意を得る 手続を履践することなく、単独でその権利を行使して	原告は、キャラクターちぃたんについて、原告一人が多種多様な権利(著作権の支分権)を専有し、単独でその権利を行使できると認識し、現に、キャラクターちぃたんの個別具体的な利用(特に営利活動)に関し、予め被告に諮って、合意を得る手続を履践することなく、単独でその権利を行使してきた。これに対し、被告は、事後的にその事実を知ることはあったものの、原告と第三者との間の著作権利用契約等の内容の詳細を知ることはできず、もちろん、使用の対価を受領することもなかった。要するに、被告は、原告一人が個別具体的な支分権を行使するにつき、事前の情報すらなかったのであって、原告と合意する立場にすらなく、原告の支分権の行使は、被告に無断で行われている。したがって、虚偽の事実の告知に当たらない。	原告が被告に無断でキャラクターちぃたんを制作し、テレビ出演を始め、同左各種の経済活動をさせているという事実
2	1	テレビ東京宛 書面送付行為	クリーブラッツ及び貴社がちぃたん☆の着ぐるみを番組に出演させ、ちぃたん☆のアニメーション番組を制作・放映するならば、須崎市が有するしんじょう君に係る著作権(イラスト、着ぐるみ 等の翻案権〔著作権法27条〕、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利〔同法28条〕としての複製権〔同21条〕、上映権〔22条の2〕、公衆送信権〔同23条〕、頒布権〔同26条〕等)を侵害することになります。	原告の行為が被告の著作権 を侵害するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原 告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番1のとおり	原告の行為が被告の著作 権を侵害するとの事実 同左 (法的な見解の表明)

			原告の主張	張		被告の主張 裁判所の			の判断
番号	枝番	問題となる行為	区分    問題となる表現	告知又は流布された事実	営業誹謗行為となる理由	告知又は流布された事実について	営業誹謗行為の成否について	告知又は流布された内容	不競法2条1項21号 所定の「事実」
2	2	同上	クリーブラッツ及び貴社がちぃたん☆の着ぐるみを番組に出演させ、ちぃたん☆のアニメーション番組を制作・放映するならば、需用者の間でしんじょう君とちぃたん☆の混同が生ずるおそれがあることは明らかです。したがって、同行為は、不正競争防止法2条1項2号及び同法2条1項1号に定める不正競争(著名表示冒用行為及び周知表示混同惹起行為)に該当します。		被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原 告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番2のとおり	原告の行為が不正競争行 為に該当するとの事実 (法的な見解の表明)	同左
2	3	同上	せ、ちぃたん☆のアニメーション番組を制作・放映するならば、 A 酒崎市の著作権を侵害するト、不正競争を構成するものであり、	原告の行為が被告の著作権 等を侵害し、又は、不正競 争行為に該当するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原 告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番1及び2のとおり	原告の行為が被告の著作 権を侵害し、又は、不正 競争行為に該当するとの 事実(法的な見解の表 明)	同左
2	4	同上	クリーブラッツは、須崎市に無断で、ちぃたん☆のイラスト、着原ぐるみ等の表現物を自社ウェブサイト、ツイッター、フェイス オブック等のSNSに掲載し、また、LINEやオンラインゲーム 作等の有料コンテンツに配信しているほか、テレビに出演させ、人を形やキーホルダー等のグッズを制作、販売するなどしています。 る	キャラクターちぃたんを制 作し、テレビ出演を始め、 各種の経済活動をさせてい	「無断」とは、勝手に行ってはならないことを、事前に何らの承諾も受けずに行うことを意味する。したがって、当該表現は、一般人をして、原告が被告に何ら承諾を得ることもなく勝手な行動を行っているとの印象を与える。しかし、実際は、原告は被告と相談し、被告の了承のもとで各種の経済活動を行っていたものであり、「須崎市に無断で」との表現は明らかな虚偽の事実である。被告は、その告知により、原告の営業上の信用を毀損した。	番号1枝番4のとおり	番号 1 枝番 4 のとおり	原告が被告に無断でキャラクターちぃたんを制作し、テレビ出演を始め、各種の経済活動をさせているとの事実	同左
3		本件定例会見 資料配布行為	クリーブラッツ社は須崎市が有するしんじょう君に係る著作権 (イラスト,着ぐるみ等の翻案権〔著作権法27条〕,二次的著 作物の利用に関する原著作者の権利〔同法28条〕としての複製 原 権 (同21条),公衆送信権〔同23条〕,譲渡権〔同26条の 2〕等)を侵害しており、不正競争防止法2条1項2号及び同法 2条1項1号に定める不正競争(著名表示冒用行為及び周知表示 混同惹起行為)に該当します。	等を侵害し、又は、不正競	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原 告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番1及び2のとおり	原告の行為が被告の著作 権を侵害し、又は、不正 競争行為に該当するとの 事実(法的な見解の表 明)	同左
4		本件定例会見スライド配布行為			キャラクターちぃたんが制作された背景事情をあえて省いて説明することにより、他の部分の表現と相まって、原告が、被告に無断で、違法な権利侵害行為を行ったという虚偽の事実を告知又は流布し、原告の営業上の信用を毀損した。	各表現は、時系列に沿って事実の経過を告知するにす	ア 各表現は、いずれも事実であり、虚偽の事実の告知に当たらない。 イ 被告は、キャラクターちいたんが創作された背景事情を説明する義務を 負わず、原告がいう「秘匿」(不作為)は、虚偽の事実の告知に当たらない。	制作して活動させたとい	同左

	T				被告の主張 裁			裁判所の判断	
番号枝番	問題となる行為	区分問題となる表現	告知又は流布された事実	営業誹謗行為となる理由	告知又は流布された事実について	営業誹謗行為の成否について	告知又は流布された内容	不競法2条1項21号 所定の「事実」	
5 1	本件定例会見 発言行為	という方が務めておりますが、その権利を侵害されておる・・・侵害 され続けておるということでございまして、もし仮にこのクリー B ブラッツ社がですね、著作権の理解不足で、活動を続けておられ	原告が被告の権利を侵害する活動を続けており、かつ、その活動が、直ちに活動停止をしなければならないほどの違法状態にあるとの事実	原告と被告との間の経緯にかんがみれば、原告の活動は 被告の権利を何ら侵害するものではなく、また直ちに活 動停止を要するほどの強度の違法状態にはなく、当該表 現は虚偽である。 被告は、当該告知により、原告の営業上の信用を毀損し た。	原告が被告の著作権を侵害しているとの事実。 なお、文脈上、「その権利」というのは著作権を指 す。	番号1枝番1のとおり	原告が被告の著作権を侵害する活動を続けており、かつ、その活動が、直ちに活動停止をしなければならないほどの違法状態にあるとの事実(法的な見解の表明)	同左	
5 2	同上	クリーブラッツ社は須崎市が有するしんじょう君にかかる著作権、これはイラスト・着ぐるみ等の翻案権、著作権法27条でございます。二次的著作物の利用に関する原著作者の権利、同法28条としての複製権、同法21条、公衆送信権、同法23条、譲渡権、同法26条の2等を侵害しており、不正競争防止法2条1項2号及び同法2条1項1号に定める不正競争、著名表示冒用行為及び周知表示混同惹起行為に該当いたします。	を侵害し、又は、不正競争	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番1及び2のとおり	原告の行為が被告の著作 権を侵害し、又は、不正 競争行為に該当するとの 事実(法的な見解の表 明)	同左	
6 1	本件報道機関宛書面送付行為	本日の株式会社クリーブラッツからの報道関係者各位宛の「ちぃたん☆に関するお知らせ」につきましては、さも須崎市の了解があったと言わんばかりの悪質で巧みな印象操作のある文章であります。	①原告が被告の了解を何ら 得ずに、キャラクターちぃ たんの制作及び諸活動を 行ったとの事実。 ②本件原告書面を作成した 原告の対応が悪質であると の事実	のもとでキャラクターちぃたんの制作や各活動を行っていたものであり、当該表現は虚偽である。 ②「悪質で巧みな印象操作」との表現は、一般人をして、原告の対応が悪質であり、違法性が高い対応を行っ	ア 原告がキャラクターちぃたんの個別具体的な利用 (特に営利活動)に関し、予め被告に諮って、合意を 得る手続を履践することなく、単独でその権利を行使 してきたとの事実 イ 原告が、キャラクターちぃたんについて、明示的 な同意を得ることがないまま、国内外で商標登録出願	ア 番号 1 枝番 4 のとおり  イ 原告は、平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日、キャラクターちぃたんについて、被	たんの制作及び諸沽動を 行ったとの事実 ②本件原告書面を作成し	原告が被告の了解を得ず に、キャラクターちぃた んの制作及び諸活動を 行ったとの事実	
6 2	同上	コツメカワウソのちぃたん☆に観光大使を委嘱した当初はデザイナーを紹介するなど一定の便宜を図るのはお互いの信頼関係を結ぶためにも必要と判断したもので、当然しんじょう君の著作権侵害まで認めたものではありません。		被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番1のとおり	原告の行為が被告の著作 権を侵害するとの事実 (法的な見解の表明)	同左	
6 3	同上	この文章に代表されるような独善的な数々の行為により株式会社	原告が、被告の信頼を失う ような独善的な複数の行為 を行ったとの事実	「独善的」とは、自分1人だけが正しいと信じて、客観性を考えずにふるまうこと、ひとりよがりなことを意味する。従って、被告の信頼を失うような「独善的な数々の行為」という表現は、一般人をして、原告が、客観的な根拠もなく、ひとりよがりで、かつ常識的に通常考えられないような勝手な行為を複数回行ったとの印象を与える。しかし、実際には、原告は被告と相談し、被告の了承のもとでキャラクターちいたんの制作や各活動を行っていたものであり、かつ本件原告書面の記載内容は、原告と被告との間のやり取りの経緯を正確に記載した客観的なものであり、当該表現は虚偽である。被告は、その告知により、原告の営業上の信用を毀損した。	原告と被告の関係についての意見ないし論評であっ て、原告が主張するものを含め、事実を告知していな	原告と被告の関係についての意見ないし論評を述べるもので、意見ないし論 評の表明に当たる。 したがって、虚偽の事実の告知に当たらない。	原告の行為が独善的であ り、それにより原告と被 告との関係の修復が不可 能であるとの意見ないし 論評	なし	

	原告の主張					被告の主張		裁判所の判断	
番号枝番	問題となる行為	区分	問題となる表現	告知又は流布された事実	営業誹謗行為となる理由	告知又は流布された事実について	営業誹謗行為の成否について	告知又は流布された内容	不競法2条1項21号 所定の「事実」
7	本件コメント 発出行為	В	「その後もイベント出演など、申し入れを無視して違法状態での 活動を拡大させようとしている。誠に遺憾で、看過できない」	ちぃたんの活動停止の求め	を行っていたが、被告がこれを全面的に拒否していたと 	ア 被告からの活動停止請求後も、原告が、キャラクターちぃたんについて、イベント出演などの活動を拡大させているとの事実 イ 原告の当該活動が違法であるとの事実	ア 被告からの活動停止請求後も、原告は、キャラクターちぃたんについて イベント出演などの活動を拡大させた。 イ 番号1枝番1及び2のとおり したがって、虚偽の事実の告知に当たらない。	①被告からのキャラクターちぃたんの活動停止の求めに対して、原告が何も対応していないとの事実 ②原告が違法状態を拡大させようとしていま明	同左

IJ F